

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 4 月 16 日 (火) 第 507 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 種畜証明書の有効期間の延長 (畜産振興課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (3件) (監理課取扱い) 2
- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課取扱い) 2
- 都市計画用途地域の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 都市計画居住環境向上用途誘導地区の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4

### 公 告

- 鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告 (雇用労政課取扱い) 4
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 9

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

### 正 誤

- 鹿児島県公報第502号の12 (令和6年3月29日付け) の一部訂正 (※) (人事課取扱い) 9

## 告 示

### 鹿児島県告示第359号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
始良市蒲生町漆字兎田1665番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第360号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1178号	令和12年4月27日	魚かす粉末	魚粉末	窒素全量 6.1 りん酸全量 7.5	該当なし	有限会社馬場水産	熊毛郡屋久島町一湊2288番地9

#### 鹿児島県告示第361号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書で、有効期間内に同法第4条第1項の検査を行うことができないものについては、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨通報があった。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第362号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年12月8日鹿児島県告示第913号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第363号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西之表市長から令和5年12月8日鹿児島県告示第914号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月22日終了した旨の通知があった。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第364号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁長から令和6年2月2日鹿児島県告示第73号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月15日終了した旨の通知があった。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第365号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和 6 年 4 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 組合の名称  
川内市権現原土地地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
薩摩川内市国分寺町4164番地
- 3 認可の年月日  
令和 6 年 3 月 28 日

#### 鹿児島県告示第366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
喜入都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

#### 鹿児島県告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画居住環境向上用途誘導地区
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

#### 鹿児島県告示第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

#### 鹿児島県告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 鹿児島都市計画特別用途地区

- (2) 名称 第一種特定建築物制限地区
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第370号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
喜入都市計画特定用途制限地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第371号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
- (1) 種類 鹿児島都市計画高度地区
- (2) 名称 磯地区
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第372号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画準防火地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

---

**公 告**

---

鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告

第48期鹿児島県労働委員会委員の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第49期鹿児島県労働委員会委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体及び労働組合に対して次により候補者の推薦を求める。

令和6年4月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合
- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる資格を有する使用者団体は、鹿児島県の区域内のみに組織を有しているものであること。
-

- (2) 労働者委員の候補者を推薦できる資格を有する労働組合は、鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けているものであること。
- 2 被推薦者の資格  
労働組合法第 19 条の 12 第 6 項において準用する同法第 19 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 第 49 期鹿児島県労働委員会委員の任期  
令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 2 年間
- 4 推薦に基づき任命する委員の数  
使用者委員 5 人  
労働者委員 5 人
- 5 推薦手続  
候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）に提出すること。
- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体  
ア 使用者委員候補者推薦書（別記第 1 号様式）  
イ 履歴書（別記第 2 号様式）
- (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合  
ア 労働者委員候補者推薦書（別記第 3 号様式）  
イ 履歴書（別記第 2 号様式）  
ウ 労働組合法施行令第 21 条第 3 項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には 10 日間程度の期間を要する。）
- 6 推薦書類の受付期間  
令和 6 年 4 月 19 日（金）から同年 5 月 20 日（月）まで（県の休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
なお、送付の方法により提出する場合は、令和 6 年 5 月 20 日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第 1 号様式

使用者委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地  
使用者団体名  
代表者氏名

第49期鹿児島県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業場）名及びその者の地位	略 歴

第2号様式

## 履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 ( 歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体（組合） 役 員 歴				
賞 罰				

第 3 号様式

労働者委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地  
労働組合名  
代表者氏名

第49期鹿児島県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合名 及びその者の地位	所属職場及び その者の地位	略 歴



## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 4 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
霧島市国分重久字花ムレ415番1, 416番1, 416番2, 417番6, 418番10, 418番11, 419番, 420番の一部, 420番1の一部, 421番1及び421番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
霧島市隼人町内2068番地  
社会福祉法人真奉会  
理事長 大村貢

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第42号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 4 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P ドリームクルーンU8	株式会社オーイズミ	4P0086
回胴式遊技機	L 防振り FN	株式会社ロデオ	430072
回胴式遊技機	L ゲゲゲの鬼太郎 覚醒 JC	株式会社 J F J	4S0089

## 正 誤

令和 6 年 3 月 29 日 付け鹿児島県公報第 502 号の 12 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から 22 行目	危機管理防災課	危機管理課
2	下から 17 行目	危機管理防災課	危機管理課
2	下から 3 行目	女性談支援センター	女性相談支援センター